

萩市認定地域クラブ参加費支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定地域クラブに加入し活動を行う低所得世帯等の中学生の保護者に対し、予算の範囲内で認定地域クラブ参加費支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ 萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条第1項の規定に基づき認定された地域クラブ活動の実施主体をいう。
- (2) 生徒 萩市内に住所を有し、萩市内の市立中学校に在籍する生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けている保護者であって、認定地域クラブに加入する生徒と生計を一にするものとする。

(支援対象経費)

第4条 支援金の給付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、生徒が認定地域クラブに参加するために要する月会費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、認定地域クラブに加入する生徒一人につき、支援対象経費の実支出額又は月額3,000円のいずれか低い額とし、当該年度における給付対象期間について、12月分の36,000円を上限とする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩市認定地域クラブ参加費支援金給付申請書兼報告書（別記第1号様式。以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請書等に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

- (1) 認定地域クラブに加入する生徒及びその保護者の住民票の写し
- (2) 認定地域クラブの参加費を支払ったことが分かる書類（領収書などの写し）
- (3) 教育扶助を受けている者にあつては生活保護受給証明書、就学援助を受けている者にあつては当該年度分の就学援助費受給者認定通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、4月から6月までの支援対象経費については6月に、7月から9月までの支援対象経費については9月に、10月から12月までの支援対象経費については12月に、翌年1月から3月までの支援対象経費については3月に申請するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を給付すべきものと認めるときは、速やかに支援金の給付を決定し、当該申請者に萩市認定地域クラブ参加費支援金給付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定により支援金の給付決定及び支援金額の確定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、萩市認定地域クラブ参加費支援金給付請求書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(支援金の取消し及び返還)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金給付決定の全部又は一部を取り消し、既に給付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付決定及び支援額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(施行の細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。